

○沖縄県がん対策推進協議会規則

沖縄県がん対策推進協議会規則

平成24年 8 月 3 日

規則第41号

改正 平成26年 3 月31日規則第 9 号

沖縄県がん対策推進協議会規則をここに公布する。

沖縄県がん対策推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号。以下「条例」という。）第18条第 8 項の規定に基づき、沖縄県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 条例第 18 条第 6 項に規定する部会として、がん登録部会を置く。2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ当該部会に属する委員のうちから指名する者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、保健医療部健康長寿課において処理する。

一部改正〔平成26年規則 9 号〕

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

2 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第49条中第12号を第13号とし、第 6 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) がん対策推進協議会に関すること。

第241条第 2 号の表中

「	沖縄県障害児通所給付費等不服	児童福祉法（平成22年法律第164号）第56条の 5 の 5 第 1 項の審査請求の事件	福祉保健部	障害保健福祉課	」
---	----------------	--	-------	---------	---

審査会	を取り扱うこと。		
-----	----------	--	--

を

「	沖縄県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うこと。	福祉保健部	障害保健福祉課	」
	沖縄県がん対策推進協議会	沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）第18条に基づき、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について必要な事項を調査審議すること。	福祉保健部	医務課	

に改める。

附 則（平成26年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。